

検体検査実施料 算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2020年9月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0930 第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2020年3月5日付け保医発 0305 第1号)が改正され、2020年10月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の留意事項の改正

●検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D003 糞便検査					
9	カルプロテクチン(糞便)	LA法、イムノクロマト法	276	尿・糞便等 34	*

[注]下線部が追加変更されました。

*:ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA 法又は LA 法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA 法、FEIA 法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又は LA 法により測定した場合は、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上